

### ③ 児童虐待防止に関する広報・啓発活動について

名古屋市の児童相談所で対応した児童虐待相談の件数は、令和3年度で3,735件となり、引き続き深刻な状況にあります。そのため、児童虐待の現状などについて皆さまに知ってもらい、虐待の予防や早期発見につながるようするため、広報・啓発活動を実施しています。

このアンケートは、児童虐待の防止に関する名古屋市の広報・啓発活動について、市民の皆さまがどのように考えられているかをおたずねし、今後の効果的な施策の実施の参考にさせていただくものです。

#### 名古屋市児童を虐待から守る条例

名古屋市では、平成25年4月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しました。条例では、児童を虐待から守ることについての基本理念や、市、市民、保護者、関係機関などの責務を定め、児童虐待を防止するための対策を進めています。

#### 児童虐待防止推進月間

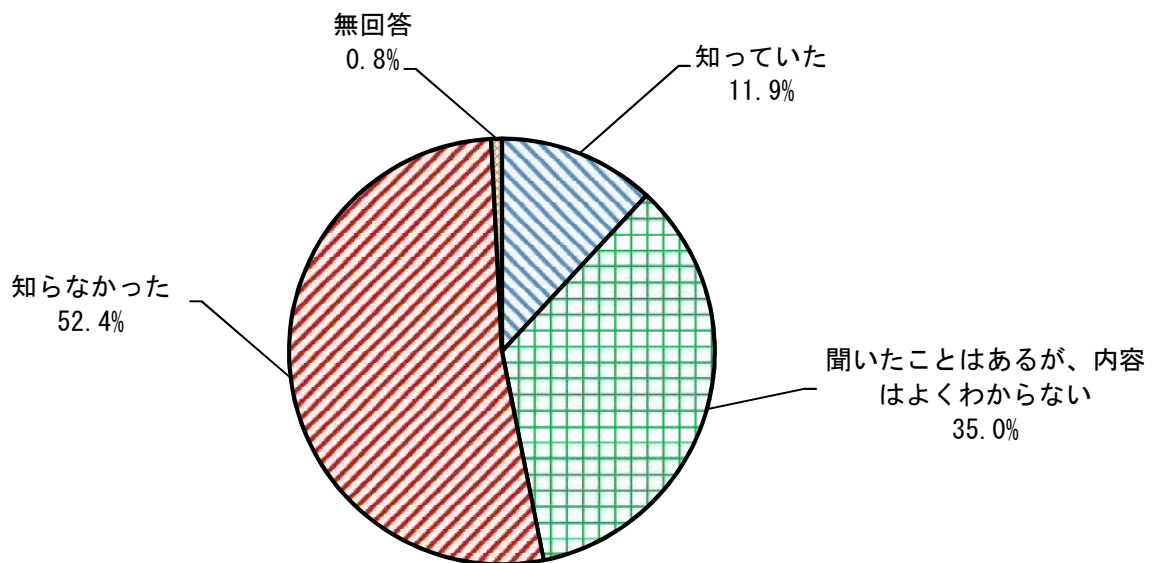
厚生労働省の主唱により、毎年11月は「児童虐待防止推進月間」とされており、全国的に児童虐待防止のための広報・啓発活動が行われています。

名古屋市では、「名古屋市児童を虐待から守る条例」で毎年5月を市独自の「児童虐待防止推進月間」としており、11月に加えて様々な広報・啓発活動を展開しています。

問17 あなたは、「名古屋市児童を虐待から守る条例」を知っていましたか。

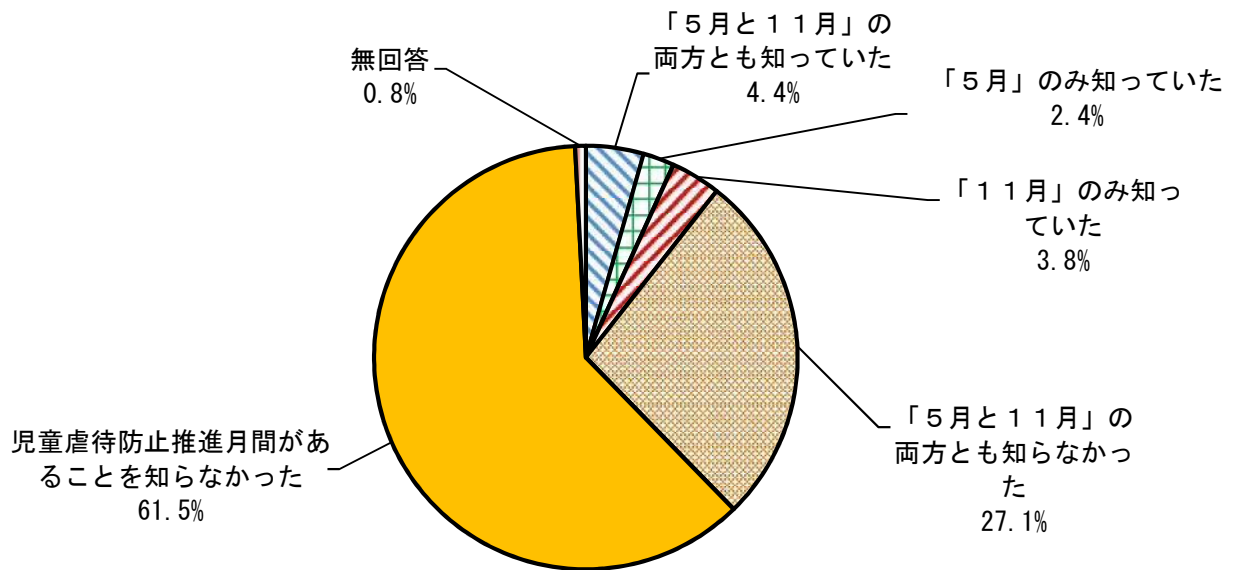
(〇は1つだけ)

N=918



問18 あなたは、毎年「5月」と「11月」が「児童虐待防止推進月間」であるということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

N=918



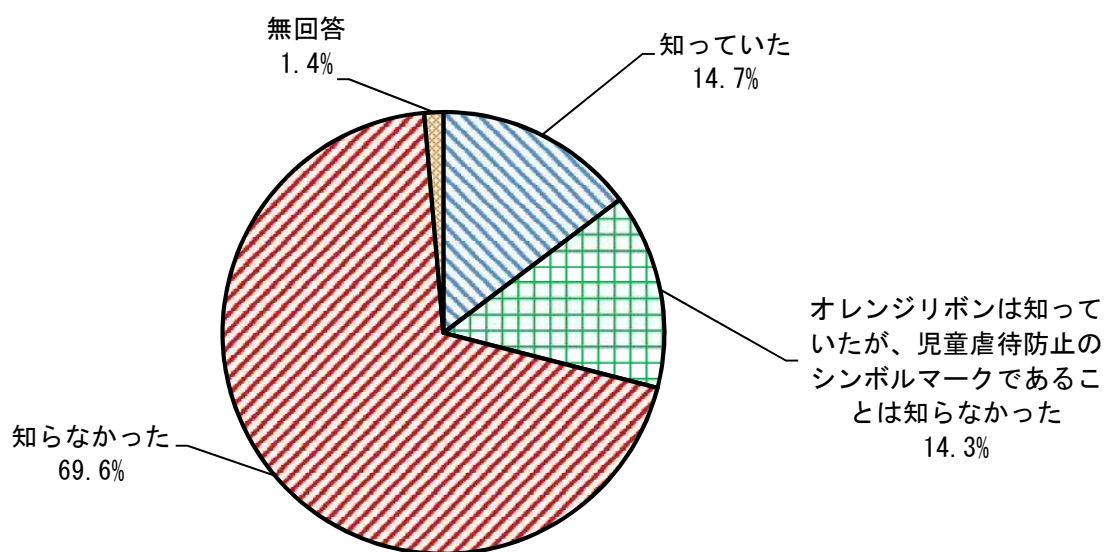
### オレンジリボン

児童虐待防止のシンボルマークとして「オレンジリボン」があります。オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を多くの人に知ってもらい、虐待を防止し、子どもたちが幸福になれるように、というメッセージが込められています。



問19 あなたは、「オレンジリボンが児童虐待防止のシンボルマーク」ということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

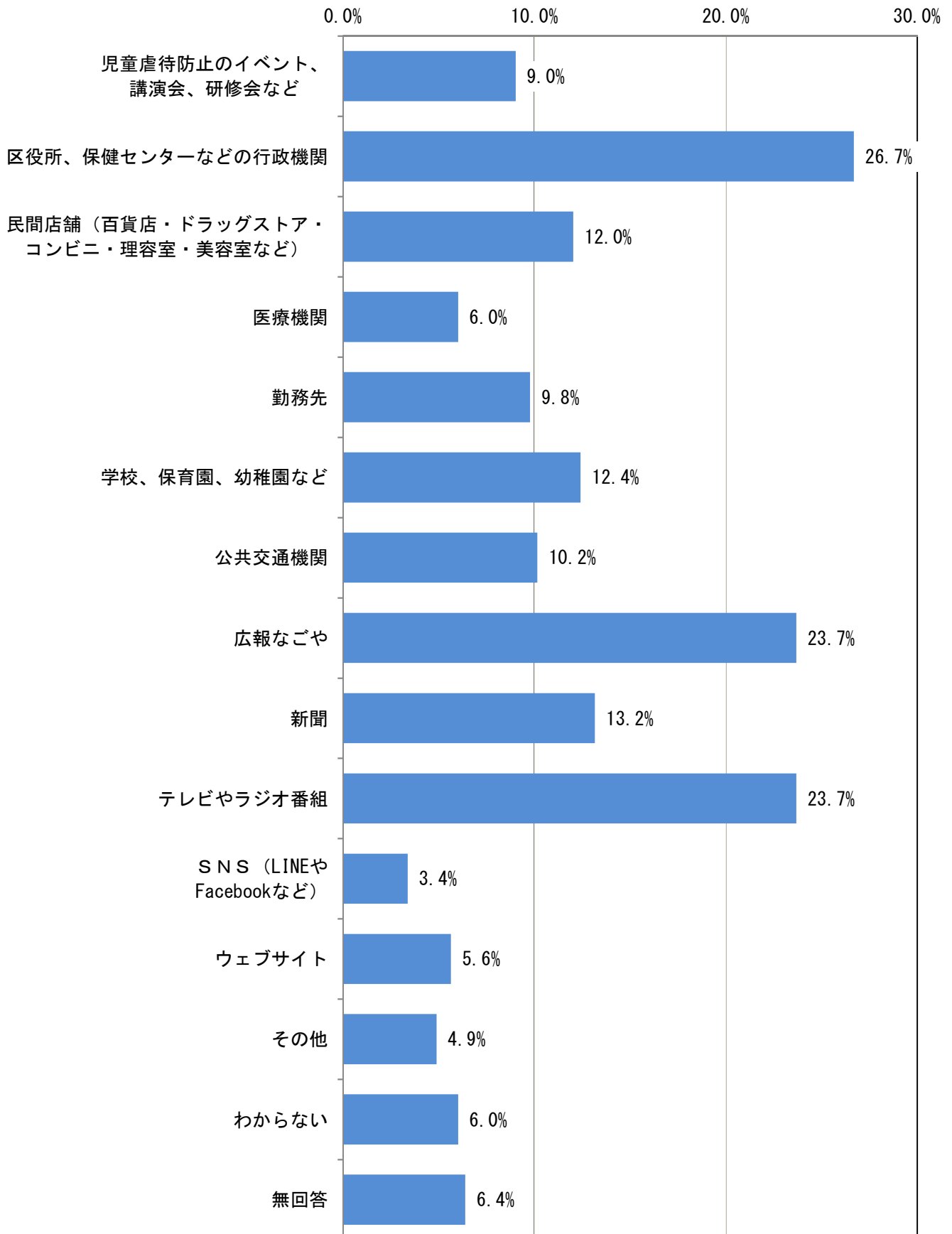
N=918



《問 19 で 1～2 と答えた方（オレンジリボンを知っていた方）におたずねします》

問 20 あなたは「オレンジリボン」を、どこで見聞きしましたか。（〇はいくつでも）

N = 266



## 児童虐待とは

児童虐待は、保護者など18歳未満の子どもを監護する人が行う次の行為です。

身体的虐待：子どもの身体を傷つけること（例）殴る、蹴る、首をしめる

心理的虐待：子どもに対する著しい暴言・拒絶的な対応（例）言葉で脅迫する

性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること（例）子どもへの性的行為

ネグレクト：子どもの養育を十分に行わないこと（例）十分な食事を与えない

## 児童虐待の相談・通告先

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた人には、**児童相談所（※）**または**区役所 民生子ども課・支所区民福祉課**まで、通告しなければならない義務があります。

通告は匿名でも可能で、通告者や通告内容の秘密は守られます。

※市内には3か所の児童相談所があり、虐待の通告を受け付けるなど、子どもに関する相談と援助を行っています。

### 名古屋市中心部児童相談所

電話番号：052-757-6111

※時間外：052-757-6112

（担当区：千種、東、北、中、昭和、  
守山、名東区）

### 名古屋市西部児童相談所

電話番号：052-365-3231

※時間外：052-365-3252

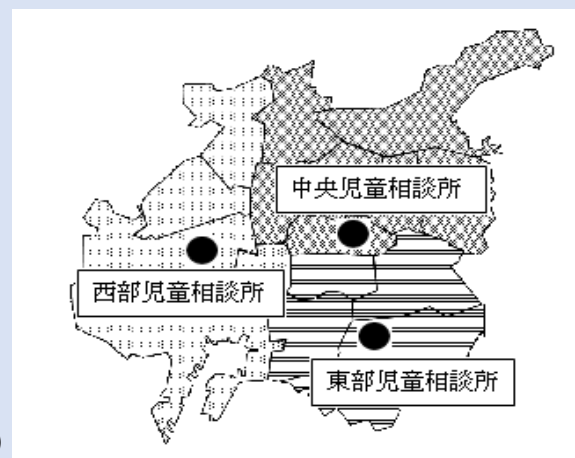
（担当区：西、中村、熱田、中川、港区）

### 名古屋市東部児童相談所

電話番号：052-899-4630

※時間外：052-899-4631

（担当区：瑞穂、南、緑、天白区）



相談日：月～金曜日（祝日、年  
末年始を除く）

時 間：8：45～17：30

## 児童相談所虐待対応ダイヤル

電話番号：189（いちはやく）

※お近くの児童相談所につながる全国共通のダイヤルです。

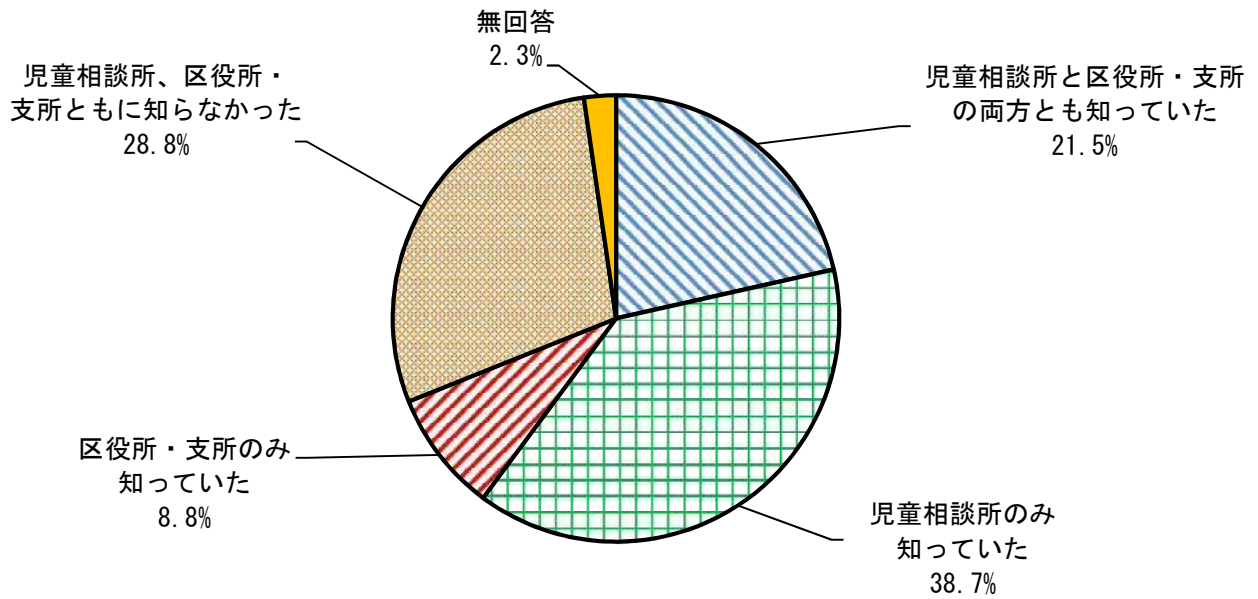
名古屋市公式ウェブサイト内「子ども虐待相談について」では通告先のメールアドレスを公表しています。

<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000096151.html>

《すべての方におたずねします。》

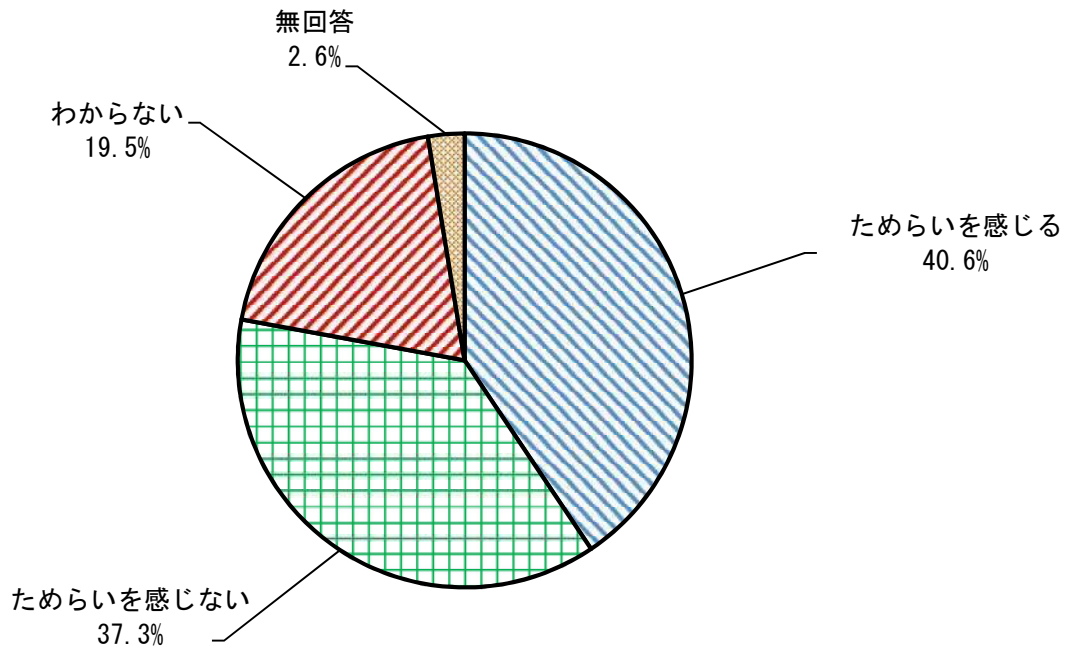
問21 あなたは、児童虐待に気付いた時の通告先を知っていましたか。(○は1つだけ)

N=918



問22 もし、あなたが「児童虐待を受けていると思われる場面」や「児童虐待を受けたと思われる子ども」を見かけたとしたら、児童相談所や区役所・支所へ通告することにためらいを感じますか。(○は1つだけ)

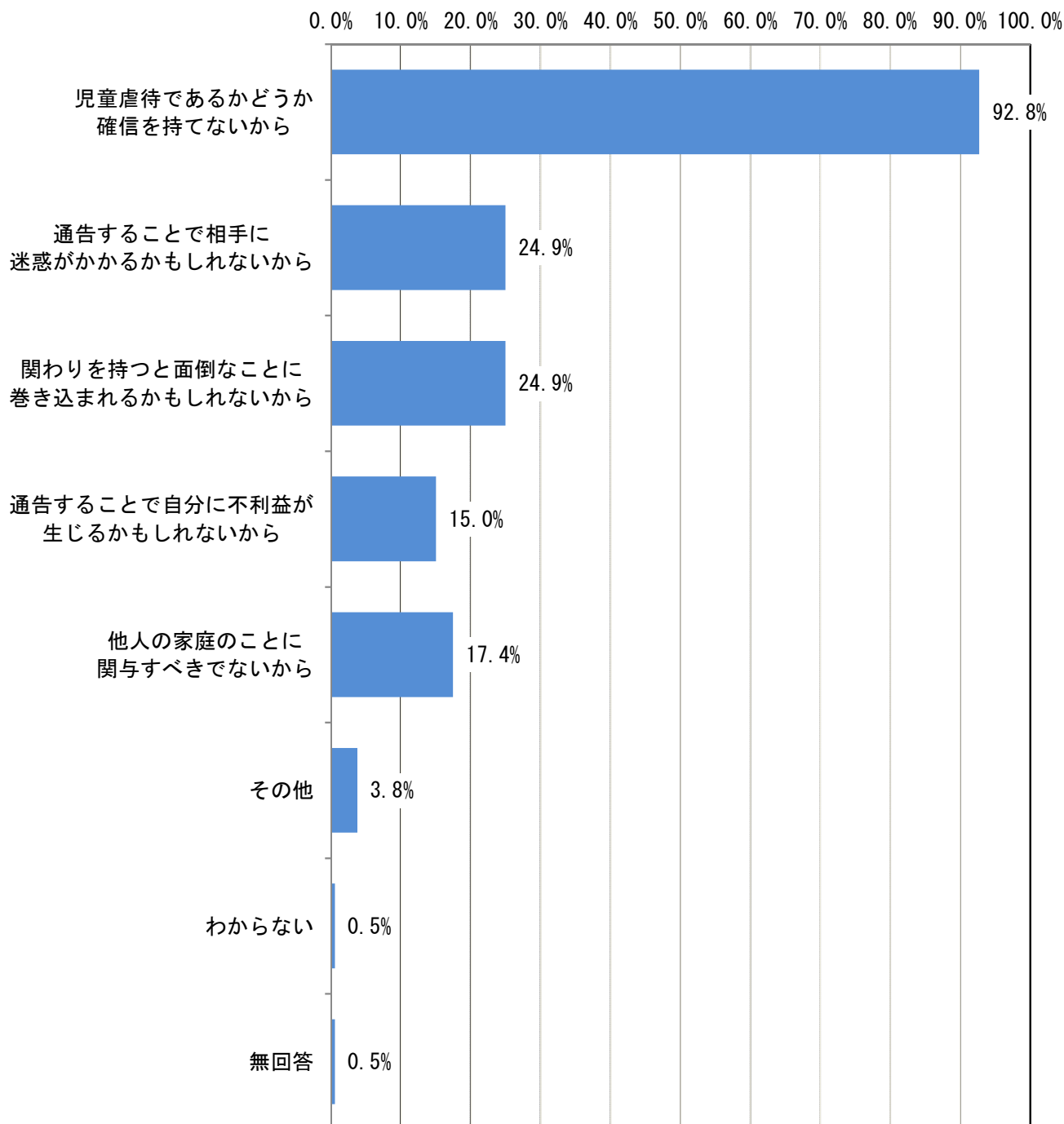
N=918



《問22で1と答えた方（ためらいを感じる方）におたずねします。》

問23 あなたが通告することにためらいを感じる理由は何ですか。（〇はいくつでも）

N=373





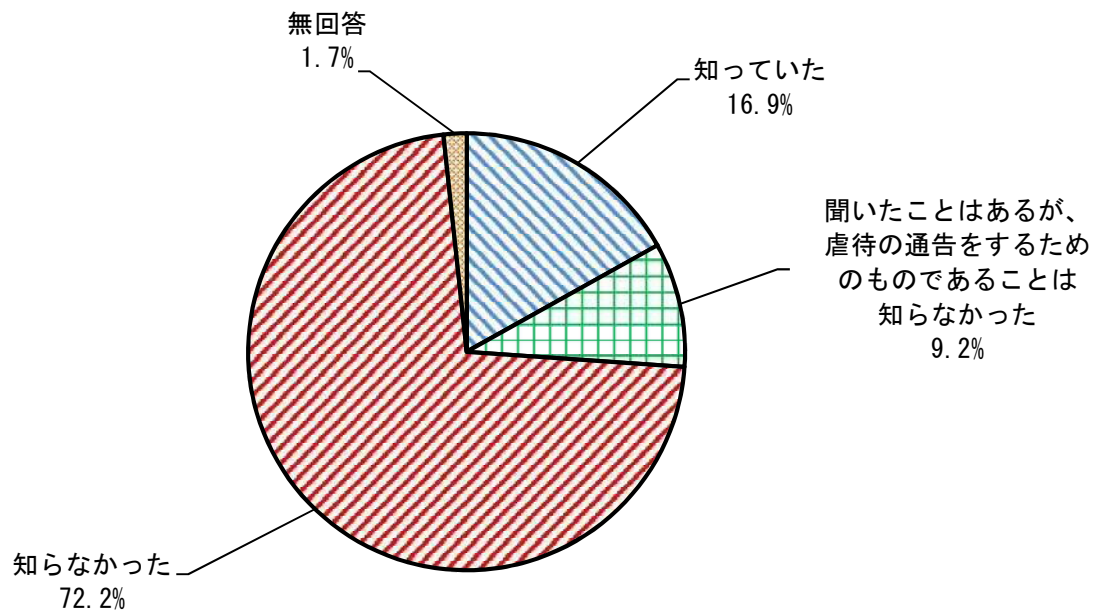
《すべての方におたずねします。》

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）とは、虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。電話をかけていただくと、お近くの児童相談所につながります。

問 24 あなたは児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）を知っていましたか。

（○は1つだけ）

N=918



問 25 児童虐待防止の広報・啓発活動についてご意見などがありましたら、ご記入ください。

- ・ 近隣のみならず虐待を防止できるような地域のつながりが必要だと思う（例えば地域の行事や子供会などの参加を推進するとか）。
- ・ 周りの人が（近所・地域・学校・友達）誰もがためらわず、気づいて通告する。通告できるようになるといいと思います。
- ・ 改めて関心を持って行動することを痛感しています。
- ・ 児童相談所ダイヤル「189」を電話機に貼っておこうと思います。
- ・ 学校で配布されるプリント、とても良いと思います。親子ともに意識できる。

ほか